

参考資料4

表1 1990年代の主要国海洋投入処分実施状況(ロンドン条約事務局に一般許可として報告された実績)

国名\項目	しゅんせつ物(万トン)			下水汚泥(万トン)			産業廃棄物等(万トン)		
	1992年	1997年	1999年	1992年	1997年	1999年	1992年	1997年	1999年
ベルギー	5,060	2,010	2,632	-	-	-	-	-	-
デンマーク	430	未報告	未報告	-	未報告	未報告	-	未報告	未報告
フランス	2,781	未報告	2,150	-	未報告	-	-	未報告	-
ドイツ	4,246	2,001	2,604	-	-	-	-	-	-
アイスランド	19	16	79	-	-	-	-	-	-
アイルランド	49	63	156	38	2	-	11	0	-
ポーランド	未報告	33	未報告	未報告	-	未報告	未報告	-	未報告
ポルトガル	未報告	184	221	未報告	-	-	未報告	44 <sup>*6</sup>	46 <sup>*6</sup>
イタリア	324	未報告	未報告	-	未報告	未報告	-	未報告	未報告
オランダ	211	1,474	1,399	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	29	129	63	-	-	-	27	1	11
スペイン	443	382	283	-	-	-	126	-	-
スウェーデン	1	69	42	-	-	-	-	-	-
英国	3,012	4,124	5,684	882	966	-	286	0	0
パナマ	未報告	-	未報告	未報告	-	未報告	未報告	0	未報告
ロシア	未報告	1	未報告	未報告	-	未報告	未報告	-	未報告
オーストラリア	580	1,315	980	-	-	-	0	-	-
中国	4,528	6,573	6,761	-	-	-	11	27	-
香港	14,446	2,694	3,971	-	-	-	-	205	-
日本	1,060	647	663	325	240	189	437	333	292
韓国	未報告	- <sup>*1</sup>	435 <sup>*2</sup>	未報告	170万m <sup>3</sup> +150 <sup>*1</sup>	612 <sup>*2</sup>	未報告	156 <sup>*1</sup>	31 <sup>*2</sup>
ニュージーランド	256	185	230	-	-	-	-	0	0
フィリピン	-	未報告	未報告	-	未報告	未報告	n.i. <sup>*5</sup>	未報告	未報告
南アフリカ	293	379	298	-	-	-	0	-	-
ブラジル	未報告	未報告	3346	未報告	未報告	-	未報告	未報告	-
カナダ	663	521	193	-	-	-	60	242	179
チリ <sup>7</sup>	n.i. <sup>*5</sup>	-	10	-	-	-	-	-	-
メキシコ	未報告	731	476	未報告	-	-	未報告	-	11
米国	6,732	5,296	5,735	-	-	-	18 <sup>3</sup> (4,795)	-	4

1. 1992 年データは “ Final report on permits issued in 1992 ” (IMO, 1996 ; LC.2/Circ.367)より作成
2. 1997 年データは “ Final report on permits issued in 1997 ” (IMO, 2000 ; LC.2/Circ.405)より作成
3. 1999 年データは “ Draft report on permits issued in 1999 ” (IMO, 2002 ; LC.24/WP.1)より作成
4. この表には、「許可発給なし」と報告している国は含まれていない。ちなみに 1997 年報告では、加盟 77 ヶ国 1 地域のうち、処分実績の報告があった国が 22 カ国 1 地域、許可発給の実績なし 7 カ国、未報告の国が 48 カ国であった。
  - 1 韓国のデータは 1996 年のもの (IMO,2002 ; LC.2/Circ.404 による) ; 下水汚泥の報告値は「下水汚泥 ; 170 万 m<sup>3</sup>、digested organic waste water ; 150 万トン」に区分されて報告されている。
  - 2 韓国のデータは 1998 年のもの (IMO,2002 ; LC.2/Circ.423 による)
  - 3 米国の産業廃棄物処分量 (アメリカンサモア) はガロン表示 [ カッコ内の斜体数値 ] で報告されているため、比重を 1 として重量に換算した。
  - 4 米国は魚類加工から生じるスラッジ (アメリカンサモア) を最大 1 日 40 万ガロン、船舶 5 隻(17770 トン ; 海軍の標的船として)、“human remain”の投棄許可 1 件を報告している
  - 5 1992 年のチリのしゅんせつ物、並びに 1992 年のフィリピンの産業廃棄物等は、許可件数は報告されているが処分量の実績値は報告されていない (チリのしゅんせつ物許可件数は 4 件。フィリピンの産業廃棄物等許可件数は、苛性ソーダ 4 件、化学品廃棄物 1 件)
  - 6 ポルトガルの産業廃棄物等の処分実績は “inert geological material” として報告されたものであるが、1997 年分は「維持浚渫から生じた砂」であること、1999 年分は「港湾建設に伴って生じた土砂」と報告されており、本来は「しゅんせつ物」として扱うものであることが第 24 回締約国会合にて確認されている。
  - 7 1997 年のチリの報告は特別許可 (船舶) のみであるため、一般許可に基づく投棄実績はすべて「 - 」としている。